

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町行政不服審査条例 (平成28年3月18日 条例第14号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(手数料等)</p> <p>第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、<u>無料</u>とする。</p> <p><u>2 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第78条第1項に規定する写し又は書面の交付に係る費用の額は、幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）別表に準ずる額とする。</u></p> <p><u>3 町長が特に必要と認める時は、前項に規定する費用の額の全部又は一部を減免することができる。</u></p> <p>第5条及び第6条 略</p>	<p>○幕別町行政不服審査条例 (平成28年3月18日 条例第14号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(手数料等)</p> <p>第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、<u>用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、30円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</u></p> <p><u>2 町長が特に必要と認める時は、前項に規定する手数料の額の全部又は一部を減免することができる。</u></p> <p>第5条及び第6条 略</p>

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例		改 正 条 例																			
<p>○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日 条例第31号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第14条 前条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第15条～第25条 略</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">1 作成に要する費用</td> <td>(1) 町が管理する複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合</td> <td>1枚10円</td> </tr> <tr> <td>(2) 町が管理するカラー複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合</td> <td>1枚50円</td> </tr> <tr> <td>(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの</td> <td>当該複写に要した額</td> </tr> <tr> <td>(4) 録音テープその他媒体の複製によるもの</td> <td>当該複製に要した額</td> </tr> </table>		1 作成に要する費用	(1) 町が管理する複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1枚10円	(2) 町が管理するカラー複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1枚50円	(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの	当該複写に要した額	(4) 録音テープその他媒体の複製によるもの	当該複製に要した額	<p>○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日 条例第31号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第14条 前条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第15条～第25条 略</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">1 作成に要する費用</td> <td>(1) 町が管理する複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合</td> <td>1件310円に、1枚増すごとに10円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>(2) 町が管理するカラー複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合</td> <td>1件330円に、1枚増すごとに30円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの</td> <td>当該複写に要した額</td> </tr> <tr> <td>(4) 光ディスク（直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの</td> <td>1件300円に、700メガバイトまでごとに100円を加えた額</td> </tr> </table> <p>備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。</p>		1 作成に要する費用	(1) 町が管理する複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1件310円に、1枚増すごとに10円を加えた額	(2) 町が管理するカラー複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1件330円に、1枚増すごとに30円を加えた額	(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの	当該複写に要した額	(4) 光ディスク（直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの	1件300円に、700メガバイトまでごとに100円を加えた額
1 作成に要する費用	(1) 町が管理する複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合		1枚10円																		
	(2) 町が管理するカラー複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合		1枚50円																		
	(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの		当該複写に要した額																		
	(4) 録音テープその他媒体の複製によるもの	当該複製に要した額																			
1 作成に要する費用	(1) 町が管理する複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1件310円に、1枚増すごとに10円を加えた額																			
	(2) 町が管理するカラー複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1件330円に、1枚増すごとに30円を加えた額																			
	(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの	当該複写に要した額																			
	(4) 光ディスク（直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの	1件300円に、700メガバイトまでごとに100円を加えた額																			

現 行 条 例

2 送付に要する費用	(1) 当該送付に要する額
------------	---------------

改 正 条 例

2 送付に要する費用	(1) 当該送付に要する額
------------	---------------

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例						
<p>○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国等（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条～第19条 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第20条 前条の規定により保有個人情報の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第21条～第32条 略</p> <p>別表（第20条関係）</p>	<p>○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国等（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条～第19条 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第20条 前条の規定により保有個人情報の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第21条～第32条 略</p> <p>別表（第20条関係）</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="114 1367 300 1428">1 作成に要</td> <td data-bbox="304 1367 848 1428">(1) 町が管理する複写機（当該複写機に</td> <td data-bbox="853 1367 1104 1428">1枚10円</td> </tr> </table>	1 作成に要	(1) 町が管理する複写機（当該複写機に	1枚10円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 1367 1352 1428">1 作成に要</td> <td data-bbox="1357 1367 1901 1428">(1) 町が管理する複写機（当該複写機に</td> <td data-bbox="1906 1367 2157 1428">1件310円に、1枚</td> </tr> </table>	1 作成に要	(1) 町が管理する複写機（当該複写機に	1件310円に、1枚
1 作成に要	(1) 町が管理する複写機（当該複写機に	1枚10円					
1 作成に要	(1) 町が管理する複写機（当該複写機に	1件310円に、1枚					

現 行 条 例			改 正 条 例		
する費用	より複写できる大きさのものに限る。)による場合		より複写できる大きさのものに限る。)による場合	増すごとに10円を加えた額	
	(2) 町が管理するカラー複写機 (当該複写機により複写できる大きさのものに限る。)による場合	1枚50円	(2) 町が管理するカラー複写機 (当該複写機により複写できる大きさのものに限る。)による場合	1件330円に、1枚増すごとに30円を加えた額	
	(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの	当該複写に要した額	(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの	当該複写に要した額	
	(4) 録音テープその他媒体の複製によるもの	当該複製に要した額	(4) 光ディスク (直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	1件300円に、700メガバイトまでごとに100円を加えた額	
2 送付に要する費用	(1) 当該送付に要する額		2 送付に要する費用	(1) 当該送付に要する額	
			備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。		

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)					○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)						
第1条～第7条 略					第1条～第7条 略						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
1	略					1	略				
2	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号に	優良住宅新築認定申請手数料	略	略		2	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号に規定する住宅の新築が優良な	優良住宅新築認定申請手数料	略	略	

現 行 条 例					改 正 条 例				
	規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査					住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			
3	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、 <u>第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ</u> に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与する	優良住宅新築認定申請手数料	略	略	3	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ <u>又は第63条第3項第7号ロ</u> に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定	優良住宅新築認定申請手数料	略	略

現 行 条 例					改 正 条 例						
	ものであることについての認定の申請に対する審査					の申請に対する審査					
4	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、 <u>第63条第3項第7号イ</u> 又は <u>第68条の69第3項第7号イ</u> に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	略	略	4	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は <u>第63条第3項第7号イ</u> に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	略	略		
5 ～ 23	略				5 ～ 23	略					
24	幕別町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和	印鑑登録証再交付	1件につき	<u>300円</u>	交付のとき	24	幕別町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和	印鑑登録証再交付	1件につき	<u>450円</u>	交付のとき

現 行 条 例					改 正 条 例							
	52年条例第2号) 第8条第2項の規定に基づく印鑑登録証の再交付	手数料					52年条例第2号) 第8条第2項の規定に基づく印鑑登録証の再交付	手数料				
25	幕別町印鑑登録及び証明に関する条例第13条の規定に基づく印鑑登録原票の写しの交付	印鑑登録証明手数料	1通につき <u>250円</u>	交付のとき		25	幕別町印鑑登録及び証明に関する条例第13条の規定に基づく印鑑登録原票の写しの交付	印鑑登録証明手数料	1通につき <u>300円</u>	交付のとき		
26	身分に関する証明書の交付	身分に関する証明手数料	1通につき <u>250円</u>	交付のとき		26	身分に関する証明書の交付	身分に関する証明手数料	1通につき <u>300円</u>	交付のとき		
27	戸籍簿又は除籍簿に記載のないことの証明書の交付	不在籍証明手数料	1通につき <u>250円</u>	交付のとき		27	戸籍簿又は除籍簿に記載のないことの証明書の交付	不在籍証明手数料	1通につき <u>300円</u>	交付のとき		
28	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定に	住民基本台帳閲覧手数料	1件につき <u>100円</u>	閲覧のとき		28	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定に	住民基本台帳閲覧手数料	1件につき <u>300円</u>	閲覧のとき		

現 行 条 例					改 正 条 例					
	基づく住民基本台帳を閲覧に供する事務					基づく住民基本台帳を閲覧に供する事務				
29	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の <u>謄本若しくは抄本の交付</u>	戸籍の附票の <u>謄本</u> の交付手数料	1通につき <u>250円</u>	交付のとき		29	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の <u>写しの交付</u>	戸籍の附票の <u>写し</u> の交付手数料	1通につき <u>300円</u>	交付のとき
29 2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの <u>謄本若しくは抄本の交付</u>	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき <u>250円</u>	交付のとき		29 2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの <u>交付</u>	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき <u>300円</u>	交付のとき
30	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項	住民票 <u>謄本</u> の交付手数料	1通につき <u>250円</u>	交付のとき		30	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項	住民票の <u>写し</u> の交付手数料	1通につき <u>300円</u>	交付のとき

現 行 条 例						改 正 条 例					
		の規定に基づく住民票の <u>謄本</u> 若しくは <u>抄本</u> の交付						の規定に基づく住民票の <u>写し</u> の交付			
30の2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写し又は除票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	<u>250円</u>	交付のとき	30の2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写し又は除票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	<u>300円</u>	交付のとき
30の3	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の <u>謄本</u> 若しくは <u>抄本</u> の交付の特例	住民票 <u>謄本</u> の <u>抄本</u> の広域交付手数料	1通につき	<u>250円</u>	交付のとき	30の3	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の <u>写し</u> の交付の特例	住民票の <u>写し</u> の広域交付手数料	1通につき	<u>350円</u>	交付のとき
31	住民票、同除票又は戸籍の附票に	不在証明手数料	1通につき	<u>250円</u>	交付のとき	31	住民票、同除票又は戸籍の附票に	不在証明手数料	1通につき	<u>300円</u>	交付のとき

現 行 条 例					改 正 条 例					
40 の 4	地籍調査成果等の閲覧又は写しの交付	地籍図の閲覧手数料	1枚につき <u>400円</u>	閲覧のとき	40 の 4	地籍調査成果等の閲覧又は写しの交付	地籍図の閲覧手数料	1枚につき <u>450円</u>	閲覧のとき	
		地籍簿の閲覧手数料	1枚につき <u>400円</u>	閲覧のとき			地籍簿の閲覧手数料	1枚につき <u>450円</u>	閲覧のとき	
		その他地籍成果の閲覧手数料	1枚につき <u>400円</u>	閲覧のとき			その他地籍成果の閲覧手数料	1枚につき <u>450円</u>	閲覧のとき	
41	地番図、現況図、現況地番、重ね図、土地整理原図の写しの交付	その他地図・図面等の写しの交付手数料	<u>白黒A1版に収まるもの</u> 1枚につき	交付のとき	41	地番図、現況図、現況地番、重ね図及び土地整理原図等の写し等の交付	その他地図・図面等の写し等の交付手数料	<u>白黒A1版に収まるもの</u> 1枚につき	交付のとき	電磁的記録媒体により交付する場合は、幕別町指定のデータ形式に限る。
			<u>カラーA3版に収まるもの</u> 1枚につき					<u>カラーA3版に収まるもの</u> 1枚につき		
			<u>写真A3版に収まるもの</u> 1枚につき					<u>写真A3版に収まるもの</u> 1枚につき		
42	農地又は採草放牧地以	現況証明	1筆につき <u>600円</u>	交付のとき	42	農地又は採草放牧地以	現況証明	1筆につき <u>1,200円</u>	交付のとき	

現 行 条 例					改 正 条 例						
	外の土地の 現況に係る 確認	手数料		き		外の土地の 現況に係る 確認	手数料		き		
43	農業経営基 盤強化促進 法による不 動産登記に 関する政令 (昭和55年 政令第288 号) 第4条 又は第5条 に基づく嘱 託登記	嘱託 登記 手数料	1件につき	5,000円	登記 申請 の と き	43	農業経営基 盤強化促進 法による不 動産登記に 関する政令 (昭和55年 政令第288 号) 第4条 又は第5条 に基づく嘱 託登記	嘱託 登記 手数料	1件につき	8,200円	登記 申請 の と き
44 ～ 50						44 ～ 50					
						50	都市計画法 の施行規則 2 (昭和44年 建設省令第 49号) 第60 条の規定に 基づく都市 計画法の規 定に適合し ていること を証する書 面の交付	都市 計画 法適 合証 交付 手 数 料	3,000円	交付 請求 の と き	
51 ～						51 ～					

現 行 条 例					改 正 条 例					
57					57					
58	前各号に掲げる以外の事務に係る証明書等の交付	その他の証明書等手数料	イ 証明に係るものの交付1件につき 250円 ロ 公文書等の写しの交付（A3版に収まるもの） <u>1枚につき</u> 10円 ただし、カラー複写機によるもの <u>1枚につき</u> 20円	交付のとき	58	前各号に掲げる以外の事務に係る証明書等の交付	その他の証明書等手数料	イ 証明に係るものの交付1件につき 300円 ロ 公文書等の写しの交付（A3版に収まるもの） <u>1件につき</u> 310円 ただし、1枚増すごとに10円を加算する。 ハ 公文書等の写しの交付（A3版に収まるもので、カラー複写機によるもの） <u>1件につき</u> 330円 ただし、1枚増すごとに30円を加算する。	交付のとき	<u>ロ及びハにおいて、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</u>
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成7年12月19日 条例第26号)				○幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成7年12月19日 条例第26号)			
第1条～第16条の2 略				第1条～第16条の2 略			
(一般廃棄物の処理手数料)				(一般廃棄物の処理手数料)			
第17条 第10条の規定により町が処理する一般廃棄物の処理手数料として、別表第1に掲げる額を徴収する。				第17条 第10条の規定により町が処理する一般廃棄物の処理手数料として、別表第1に掲げる額を徴収する。			
2 前項の処理手数料の徴収方法は、規則で定める。				2 前項の処理手数料の徴収方法は、規則で定める。			
第18条及び第19条 略				第18条及び第19条 略			
(一般廃棄物処理業許可申請手数料等)				(一般廃棄物処理業許可申請手数料等)			
第20条 前条の規定による申請をする者は、申請の際に、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。				第20条 前条の規定による申請をする者は、申請の際に、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。			
2 既納の手数料は、還付しない。				2 既納の手数料は、還付しない。			
第21条及び第22条 略				第21条及び第22条 略			
別表第1 (第17条関係)				別表第1 (第17条関係)			
種類	区分		金額	種類	区分		金額
ごみ 処理 手 数 料	燃やせるごみ 燃やせないごみ	規則で指定するごみ袋で排出する場合 当該ごみ袋の容量1リットルにつき	3円	ごみ 処理 手 数 料	燃やせるごみ 燃やせないごみ	規則で指定するごみ袋で排出する場合 当該ごみ袋の容量1リットルにつき	3円
		これによることが実情にそぐわないも ので規則で定める単位につき	120円			これによることが実情にそぐわないも ので規則で定める単位につき	120円
	大型ごみ	1個につき50キログラムまで	200円		大型ごみ	1個につき50キログラムまで	200円
し尿	基本料金	300リットルまで	1,740円	し尿	基本料金	300リットルまで	1,830円

現 行 条 例

処理 手数料	超過料金	20リットル増すごとに	116円
	特殊料金	凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。	

備考

- 燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとは、それぞれ町長が別に定めるものをいう。
- し尿処理量が300リットルを超える場合において、20リットル単位ごとに20リットル未満の端数があるときは、当該端数を20リットルとみなす。
- 特殊料金の適用は、し尿全体が凍結し特殊作業器具等で破碎し、水を添加して吸引する場合に限る。

別表第2（第20条関係）

区分		手数料	
一般廃棄物処理業	新 規	1 件につき	20,000円
	更 新	1 件につき	15,000円
	再交付	1 件につき	2,000円
浄化槽清掃業	新 規	1 件につき	20,000円
	再交付	1 件につき	2,000円

備考 変更許可申請は更新を含む。

改 正 条 例

処理 手数料	超過料金	20リットル増すごとに	122円
	特殊料金	凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。	

備考

- 燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとは、それぞれ町長が別に定めるものをいう。
- し尿処理量が300リットルを超える場合において、20リットル単位ごとに20リットル未満の端数があるときは、当該端数を20リットルとみなす。
- 特殊料金の適用は、し尿全体が凍結し特殊作業器具等で破碎し、水を添加して吸引する場合に限る。

別表第2（第20条関係）

区分		手数料	
一般廃棄物処理業	新 規	1 件につき	20,000円
	更 新	1 件につき	15,000円
	再交付	1 件につき	2,100円
浄化槽清掃業	新 規	1 件につき	20,000円
	再交付	1 件につき	2,100円

備考 変更許可申請は更新を含む。

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第6条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（当該指定の効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第7条～第26条 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する法第16条の2第1項の指定及び法第25条の3の2第1項の更新並びに第6条第2項に規定する設計及び工事検査の手数料は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第27条の2～第38条 略</p>	<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（当該指定の効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第7条～第26条 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する法第16条の2第1項の指定及び法第25条の3の2第1項の更新の手数料は、<u>1件につき12,600円</u>とする。</p> <p>(2) <u>第6条第2項に規定する設計及び工事検査の手数料は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第27条の2～第38条 略</p>

現 行 条 例

別表第1及び別表第2 略

別表第3（第27条関係）

区分	単位	金額
指定給水装置工事	新規・更新（管内）	13,600円
	新規・更新（管外）	53,500円
事業者申請手数料	変更（管内）	13,100円
	変更（管外）	53,000円
設計審査手数料	新設1件	4,500円
	改造1件	2,700円
工事検査手数料	新設1件	7,500円
	改造1件	4,500円

改 正 条 例

別表第1及び別表第2 略

別表第3（第27条関係）

区分	単位	金額
設計審査手数料	新設1件	7,000円
	改造1件	4,500円
工事検査手数料	新設1件	6,500円
	改造1件	4,800円

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（第7条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																										
<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第26条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査の手数料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(2) 第28条第2項の確認をするときの手数料は、町長がその都度定める額とする。</p> <p>第26条の2～第37条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">設計審査手数料</td> <td style="text-align: center;">新設1件</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改造1件</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">工事検査手数料</td> <td style="text-align: center;">新設1件</td> <td style="text-align: center;">7,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改造1件</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	設計審査手数料	新設1件	4,500円	改造1件	2,700円	工事検査手数料	新設1件	7,500円	改造1件	4,500円	<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第26条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査の手数料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(2) 第28条第2項の確認をするときの手数料は、町長がその都度定める額とする。</p> <p>第26条の2～第37条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">設計審査手数料</td> <td style="text-align: center;">新設1件</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改造1件</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">工事検査手数料</td> <td style="text-align: center;">新設1件</td> <td style="text-align: center;">6,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改造1件</td> <td style="text-align: center;">4,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	設計審査手数料	新設1件	7,000円	改造1件	4,500円	工事検査手数料	新設1件	6,500円	改造1件	4,800円
区分	単位	金額																									
設計審査手数料	新設1件	4,500円																									
	改造1件	2,700円																									
工事検査手数料	新設1件	7,500円																									
	改造1件	4,500円																									
区分	単位	金額																									
設計審査手数料	新設1件	7,000円																									
	改造1件	4,500円																									
工事検査手数料	新設1件	6,500円																									
	改造1件	4,800円																									